

関係各位

ダチョウの原産地の確認について

ダチョウ (*Struthio camelus*) については、アルジェリア、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、マリ、モーリタニア、モロッコ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル及びスーダンの個体群のみワシントン条約附属書 I に掲載されていることから、ダチョウ若しくはダチョウを使用した製品に係る輸入において、税関では原産地証明書を確認することにより、経済産業大臣の承認の要否について判断しているところですが、今後は下記のとおり取扱いについても実施することとします。

記

1. ダチョウ若しくはダチョウを使用した製品に係る輸入申告については、仕入書等の通関関係書類又は製品の原産地表示により原産地を確認し、経済産業大臣の承認の要否について判断します。
2. 仕入書等の通関関係書類又は製品の原産地表示において経済産業大臣の承認の要否が判断できない場合には、原産地証明書を確認することにより判断します。

【問合せ先】

東京税関業務部通関総括第1部門

電話 03-3599-6337